

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 _____ の資格を有する者</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校 _____、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士又は神奈川県<small>の区域に係る</small><u>国家戦略特別区域限定保育士</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第4号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>